

第2章

市民が主役のまちづくり

5	市民が主役の地域づくり	
(1)	地域コミュニティの振興	40
(2)	市民活動の活性化	42
(3)	市民と行政との協働のまちづくり	44
6	人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成	
(1)	人権尊重のまちづくりの推進	46
(2)	男女共同参画社会の形成	48
7	効率的で、健全な行財政基盤づくり	
(1)	効率的な行政運営の推進	50
(2)	電子自治体の推進と行政サービスの向上	52
(3)	財政運営の健全化	54
(4)	広域連携の強化	56

5 市民が主役の地域づくり

(1) 地域コミュニティの振興

基本方針

コミュニティ組織に対する支援により、各地域における活動の活性化を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
市民主役の地域づくりの 推進に対する市民満足度	市民アンケート 調査	H18.1	48%	50% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感の希薄化、世代間の断絶などが進行し、市民の生活意識の中から、地域社会に対する関心や依存度が低下しています。反面、ふれあいというおいのある地域づくりやふるさとづくりが叫ばれ、地域の中でまちづくりについて協議するような動きが生まれています。

こうした中、本市では、ふるさとづくり協議会、自治会、女性会、子ども会などのコミュニティ活動が、それぞれの地域の特性を活かしながら展開されています。

●課題

各地域の住民同士が相互に支え合い、助け合う地域福祉活動や防災活動、防犯活動を行なうなど、コミュニティの果たす役割が一層重要となっている中、ふるさとづくりやまちづくり、地域イベント・行事などを通じた地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

施策体系

(1) 地域コミュニティの振興

① コミュニティ組織の活性化

② 地域イベント・行事の活性化

施策展開

① コミュニティ組織の活性化

コミュニティ組織への公的支援を図りながら、行政との協働による地域づくりを推進します。

<主な取組>

- ・ふるさとづくり協議会、自治会、女性会、子ども会などの組織の活性化支援
- ・研修事業への支援
- ・活動への支援

② 地域イベント・行事の活性化

地域でのふれあいや連帯感の醸成を図るため、地域イベントや行事の活性化を促進します。また、子どもからお年寄りまで色々な世代の人たちの交流機会の充実を図ります。

<主な取組>

- ・コミュニティに必要な備品等の支援
- ・コミュニティ活動保険制度の充実
- ・世代間交流の充実



山陽小野田市民まつり

5 市民が主役の地域づくり

(2) 市民活動の活性化

基本方針

市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民のボランティア活動の活性化を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
ボランティア団体数	市民活動団体の総数（福祉活動ボランティアを含む）	H19.3	約 500 団体 ▶	約 500 団体 ▶	増やす
NPO法人の認証数	特定非営利活動促進法により県が認証を行った法人数	H19.3	11 団体 ▶	13 団体 ▶	20 団体
ボランティア・NPO等の活動に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	48% ▶	52% (H24.8) ▶	増やす

現状と課題

●現状

近年、市民自らが住むまちの魅力や誇りを大切にし、まちづくりに参加するという機運が高まり、様々な市民ボランティア活動やNPO法人が生まれています。

●課題

市民主体の地方自治の実現に向け、市民ボランティアの総合窓口を設け、「地域の役に立ちたい、力になりたい」という市民の気持ちを受け止めることのできる環境づくりを行い、ボランティア組織の把握・活動支援、一般市民への情報提供などを行うとともに、活動・交流の拠点となる施設の整備が必要となっています。

※指定管理者制度：

市民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理を代行することができる制度。

施策体系

(2) 市民活動の活性化

① ボランティア・NPO等の育成

② 市民活動支援センターの整備

施策展開

① ボランティア・NPO等の育成

市民のボランティア活動への参加要望に的確に対応できるよう総合窓口を設置し、市民活動に関する情報収集・提供体制の整備、ボランティア団体の育成を図ります。

<主な取組>

- ・市民活動ガイドブックの作成
- ・情報収集・提供体制の整備
- ・ボランティアリーダー等の養成
- ・学校施設を活用した地域の学習・交流活動の推進
- ・まちづくり人脈の形成・活用

② 市民活動支援センターの整備

公共施設や空き店舗の活用を視野に、関係団体の活動を把握しながら、市民活動の拠点施設を整備し、活動の支援を図ります。

<主な取組>

- ・関係団体の活動の把握
- ・公共施設や空き店舗の利活用の検討
- ・市民団体の自主管理、指定管理者制度※等の導入



病院ボランティア

5 市民が主役の地域づくり

(3) 市民と行政との協働のまちづくり

基本方針

市民の意見を聴くとともに、市民への情報提供と説明責任を果たし、市民と行政の情報共有を促進しながらまちづくりを推進するため、市民と行政とのよりよい協働の仕組みと体制の整備を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
「対話の日」の年間参加者数	—	H18年度	601人	▶ 433人	▶ 720人
出前講座の年間開催数	—	H18年度	30回	▶ 46回	▶ 60回

現状と課題

●現状

本市では、市民への説明責任を果たし、市民の行政参画を促進するため、広報紙、ホームページ等を活用した市政情報の提供や市長との「対話の日」の開催、職員による「出前講座」の開設、市政の状況を説明する「市政説明会」の開催を行うとともに、「まちづくり市民会議」の設置など、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりに取り組んでいます。また、行政運営の透明性・公正性を確保するため、住民投票制度や市民意見公募（パブリックコメント）制度を導入しています。市民からの要望・苦情等に対して適切に対応し、業務改善への反映に努めています。

平成24年(2012年)1月には、住民自治の基本理念・原則を定めた「山陽小野田市自治基本条例」を制定し、更なる「協働のまちづくり」を推進しています。

●課題

市民と行政が対等・平等の関係で協力しあう「協働のまちづくり」を推進するため、広報・広聴活動をさらに充実するとともに、自治基本条例に沿った市民と行政との協働の仕組みや体制の整備が求められます。

※ソーシャルメディア：

インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

施策体系

(3) 市民と行政との
協働のまちづく
り

- ① 市民参加の機会づくり
- ② 広報・広聴機能の充実
- ③ 市政情報公開の推進
- ④ 市民と行政との協働体制の整備

施策展開

① 市民参加の機会づくり

市民と行政が協働しながらまちづくりを進めていけるよう、政策の企画段階から市民が参加できる体制づくりを整備します。

<主な取組>

- ・まちづくり市民会議の活用
- ・審議会等委員の公募
- ・市民意見公募（パブリックコメント）制度の活用

② 広報・広聴機能の充実

市民への説明責任を果たし、市民と行政の情報共有を促進し、市民の声を活かす行政運営のため、広報・広聴機能の充実を図ります。また、近年、急速に普及しているソーシャルメディアなど、新たな情報発信手段の活用を検討していきます。

<主な取組>

- ・市民と市長との「対話の日」の開催
- ・広報紙、ホームページの充実
- ・市勢要覧、観光マップの活用
- ・ソーシャルメディアの活用の検討
- ・コミュニティFMによる情報発信

③ 市政情報公開の推進

市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、情報提供、議会中継などを充実させ、市民と行政との市政情報の共有に努めます。

<主な取組>

- ・市政説明会の開催
- ・情報提供の充実
- ・議会中継の充実
- ・出前講座の充実
- ・情報公開制度の充実

④ 市民と行政との協働体制の整備

市民と行政が共に役割を担う参加と協働の体制として、自治体運営の基本原則である自治基本条例を規範とし、まちづくりを推進します。

<主な取組>

- ・行政評価システムの導入・活用
- ・住民投票制度の運用
- ・自治基本条例に基づくまちづくりの推進



まちづくり市民会議

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

基本方針

人権尊重の精神を育み、一人一人の人権が保障される差別のない明るい社会をつくるため、学校・家庭・地域・職場などが一体となって取り組める体制の整備に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
人権講座の参加者数	1年間の参加者数	H18年度	148人	▶ 434人	▶ 450人

現状と課題

●現状

社会の多様化とともに、人権に関する関心が高まっている反面、差別的言動、いじめ、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント※、ドメスティック・バイオレンス※（DV）など表面化しにくい人権侵害が多くなっています。

本市では、学校教育・社会教育において人権教育を推進するとともに、人権侵害の事案に対しては、人権擁護委員の活動や県の専門機関との連携のもとで被害者救済の取組を行っています。

●課題

学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じて、差別や偏見のない一人一人の人権が尊重された社会を築くため、人権教育啓発を推進していく上で、支援体制の整備、指導者の養成、学習機会の充実に取り組む必要があります。

※セクシュアル・ハラスメント：
相手を不快にさせる性的
言動。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：
配偶者やパートナーなど
親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力。

施策体系

(1) 人権尊重のまちづくりの推進

① 人権教育・啓発の推進

② 人権擁護活動の推進

施策展開

① 人権教育・啓発の推進

差別や偏見のない一人一人の人権が尊重された社会をつくるため、学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じて人権教育、人権啓発の推進に取り組む体制の整備を図ります。

<主な取組>

- ・人権教育支援体制の整備
- ・学習機会の充実
- ・指導者の養成

② 人権擁護活動の推進

関係機関と連携しながら配偶者・パートナーからの暴力（DV）など人権被害に対する相談体制の充実を図り、人権被害者への迅速な救済に努めます。

<主な取組>

- ・相談体制の充実
- ・職員研修の充実
- ・人権擁護活動の推進



人権啓発ポスター

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

(2) 男女共同参画社会の形成

基本方針

男女共同参画プランを着実に推進し、男女の固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、学校・家庭・地域・職場など様々な場面において男女共同参画が可能な条件の整備を進めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
「女(ひと)と男(ひと)の一行詩」募集事業の公募数	—	H18 年度	2,652 点	▶ 3,425 点	▶ 増やす
市の審議会等委員における女性委員の割合	女性委員数÷審議会委員総数×100	H19.3	22.7%	▶ 26.4%	▶ 50%

現状と課題

●現状

近年、女性の社会進出が進み、就業者の増加をはじめ、環境問題等様々な市民活動に取り組む女性も増えてきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、女性の社会進出を支援する仕組が十分とはいえません。家事・育児・介護などを理由に就業や活動を中断する女性が多くみられ、男性も仕事中心の生き方のために、地域とのかかわりや家庭における家事・育児等へのかかわりが少ない状況です。

本市では、平成 11 年度(旧小野田市)から男女平等・共同参画推進の意識啓発と情報発信のために「女(ひと)と男(ひと)の一行詩」募集事業を開始しました。全国各地から多数の応募があり、合併(平成 17 年(2005 年)3 月 22 日)後も継続して行っています。平成 22 年度からは 10 月 1 日を「女性の日」と定め、より効果的な啓発事業を行っています。また、平成 24 年(2012 年)9 月 29 日には内閣府との共催事業において、県下 2 番目の「男女共同参画宣言都市」となり、男女共同参画社会の実現に向けて、着実な取組を行っています。

●課題

「男女共同参画プラン」を着実に実施して、男女平等の観点から従来の社会制度や慣行の見直しを進め、学校・家庭・地域・職場など様々な場への男女の平等な参画、多様な生き方が可能となる条件整備が求められます。

施策体系

(2) 男女共同参画社会の形成

① 男女共同参画社会システムの充実

② 社会活動への参画支援

施策展開

① 男女共同参画社会システムの充実

「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」募集事業を通して全国に情報を発信し、男女平等に対する意識啓発を行い、男女共同参画社会の実現を図ります。

<主な取組>

- ・男女共同参画プランの推進
- ・「女（ひと）と男（ひと）の一行詩」の募集
- ・「女性の日」事業の充実

② 社会活動への参画支援

地域活動や環境保全活動などの社会活動への女性の参画を支援します。

<主な取組>

- ・女性団体連絡協議会の支援
- ・女性団体の活性化支援
- ・女性リーダーの育成
- ・女性の相談体制の充実



山陽小野田市男女共同参画宣言都市記念式典

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(1) 効率的な行政運営の推進

基本方針

行政改革大綱を着実に推進し最小の経費で最大の行政効果をあげるため、適切な組織管理、人事管理、事務管理などを行い、簡素で効率的な行政運営と市民ニーズの多様化などに対応した行政サービスの提供に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
指定管理者制度導入施設数	—	H19.3	19 施設	▶ 34 施設	▶ 36 施設
職員 1 人当たりの市民の数	総人口数÷総職員数	H18.4	65 人	▶ 79 人	▶ 83 人

現状と課題

●現状

長引く景気低迷などの影響による税収の落ち込みや地方交付税の縮減等により非常に厳しい財政状況が続いています。このような状況の中で、年々増加する社会保障費への対応に加えて、新ごみ処理施設建設など大型の施設整備事業による事業費の増加等により厳しい行財政運営を迫られています。

また、地方分権による権限移譲や多様化する市民ニーズなどの行政需要への対応が求められていることから、指定管理者制度の導入を推進するなど、更なる市民サービスの向上に努めています。

●課題

合併により市域が拡大し、地域間格差、施設の重複、組織機構の肥大化など、取り組むべき課題が多くあるため、行政改革大綱を着実に推進することで、市民ニーズに基づき限られた財源を重点化し、業務量に見あった簡素な組織機構を実現するとともに職員の資質向上を図るなど、効果的・効率的な行政運営の確立が求められます。

施策体系

(1) 効率的な行政運営の推進

① 行政改革の推進

② 適正な組織体制の確立

③ 職員の資質の向上

施策展開

① 行政改革の推進

行政改革により、市民ニーズを起点にした行政評価を行って事務事業を見直すとともに、民間のノウハウや職員提案を活用してサービスの質の向上を図ります。

<主な取組>

- ・行政改革大綱による行革の実施
- ・行政評価による事務事業の見直し
- ・民間委託や指定管理者制度などの推進
- ・施設の統廃合の検討・推進
- ・職員提案制度の推進

② 適正な組織体制の確立

市民ニーズと業務量に見あった職員配置や所管に関しても効率的、効果的な運用に努めるとともに、部課の統廃合等組織機構の再編成を行い定員の適正化などを推進します。

<主な取組>

- ・市民ニーズと業務量に見あった職員配置
- ・部課の統廃合等組織機構のスリム化
- ・定員管理・給与の適正化

③ 職員の資質の向上

専門的かつ高度な行政サービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るため、平成 21 年(2009 年)3 月に策定した人材育成基本方針に基づき職員研修を充実します。併せて、人材育成を目的として人事評価制度を導入します。自らの仕事を自己評価し、上司である評価者との面談を通してコミュニケーションを図り、また、評価結果がフィードバックされることで、職員の能力開発・向上を促します。

<主な取組>

- ・職員研修の充実・強化
- ・人事評価制度の導入

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上

基本方針

市民の行政需要に対して、迅速・的確・安心・安全に対応できるよう、電子自治体を推進するとともに、行政サービスの向上、行政事務の効率化に努めます。また、災害に強い情報システムの構築に、費用対効果を考慮しながら検討して行きます。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
行政窓口での対応に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	48%	57% (H24.8)	増やす

現状と課題

●現状

質の高い効率的な行政サービスを提供するため、行政分野における情報化として公共施設を光ファイバー※で接続した高度情報通信ネットワークを構築して、出先機関との連携を強化し、窓口サービス充実への取組として、窓口業務の受付延長や一部の郵便局での証明書交付等を行っています。

また、平成 25 年度には身近なコンビニエンスストアで、公金（税・国保料・住宅使用料など）を納付することができるコンビニ納付サービスを開始します。

このように、情報システムは行政事務を支える重要なインフラとなっていることから、本庁舎の情報システムが被災した万一の場合に備え、平成 23 年度から窓口業務を処理する住民情報系システムは、堅牢なデータセンター※を利用した方式に変更しています。

また、平成 23 年(2011 年)10 月からは、山陽総合事務所に「市パスポートセンター」を開設しており、申請に必要な戸籍謄抄本や県収入証紙が、同じ所内で取得できることで、行政事務の効率化と行政サービスの向上につながっています。

●課題

市民の行政ニーズに対して、迅速・的確に対応するため、情報システムを活用した行政事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護及びセキュリティに配慮し、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供が必要です。

※光ファイバー：

高速大容量の通信を可能とするガラス繊維あるいはプラスチック繊維でつくられたケーブル。

※ワンストップサービス：

1 箇所、または一度の手続で必要とする関連作業を完了することができる行政サービス。

※データセンター：

地震や津波などの災害や、情報漏えいなどの対策を強固に備えた専用の建物内に情報システムを設置し通信回線にてサービスを提供する施設。

施策体系

(2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上

① 市民サービス・窓口サービスの向上

② 庁内行政情報化の推進

施策展開

① 市民サービス・窓口サービスの向上

庁内住民情報系システムの充実を図ります。また、電子申請やワンストップサービス※の拡充など窓口サービスの向上に努めます。

<主な取組>

- ・住民情報系システムの管理・運用
- ・電子申請サービスの拡充
- ・ワンストップサービスの拡充
- ・窓口受付時間延長サービスの実施
- ・パスポートセンター業務の実施
- ・コンビニ納付の対応

② 庁内行政情報化の推進

庁内の行政情報を共有化し、事務の効率的運用に努めます。

<主な取組>

- ・高度情報通信基盤の管理・運用
- ・内部情報系システムの管理・運用



パスポートセンター

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(3) 財政運営の健全化

基本方針

市税をはじめとする自主財源の確保に努める一方、増大する行政需要に対しては、行政評価システムを導入することにより、歳出全般の見直しと財源配分の重点化を行い、総合計画と予算の整合性を図りながら健全で一貫性のある財政運営を推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
実質公債費比率※	地方債の元利償還金(準元利償還金も含む)÷(地方債に係る基準財政需要額+元利償還金に充当特定財源)÷標準財政規模-地方債に係る基準財政需要額×100	H18年度	24.5%	16.1%	18% 未満
経常収支比率※	毎年経常的に出ていく一般財源÷毎年経常的に入ってくる一般財源×100	H18年度	97.7%	93.3%	85%

現状と課題

※実質公債費比率：

平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行し導入された財政指標で、地方債の償還額だけではなく、公債費に準ずる債務負担行為額や他会計への繰出金のうち地方債の償還に充てた額の標準財政規模に対する割合で、いわゆる連結決算の考え方が導入されたもの。

この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行し、25%を超えると、起債制限団体となる。

※経常収支比率：

地方自治体の財政の硬直化の度合いを示す指標で、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源が人件費や公債費等の経常的経費に充当される割合をさすものである。

●現状

長引く景気の低迷は、地方財政にも大きな影響を与えており、本市においても税収の落ち込みなどにより厳しい財政運営を余儀なくされています。

主要な財政指標を見ると、平成23年度は、実質公債費比率※16.1%と改善傾向にありますが、経常収支比率※93.3%と依然として高止まりの傾向にあり、財政の硬直化が続いています。

今後、市税を中心とした自主財源の大幅な伸びが期待できない中で、合併により優遇されてきた普通交付税の特例措置※も平成26年度以降は徐々に逡減されます。一方で、合併特例債を活用した大型建設事業などによる公債費※の増加や高齢化社会を反映した扶助費、医療費の増加等による義務的・経常的経費の高騰が見込まれ、中長期にわたり厳しい財政運営が続くことが予想されます。

●課題

一定の市民サービスを確保しながらも、将来を見据えた財政の健全化を推進していくためには、財政状況の現状認識を市民も含め共有し、行財政改革プランのもと、既存の制度や事務事業の徹底した見直しや職員数の適正化を図り、限られた財源の効率的な運用と自主財源の積極的な確保を推し進め、実質公債費比率、経常収支比率数値の改善を行う必要があります。

施策体系

(3) 財政運営の健全化

① 財政の効率的運営

② 自主財源の確保

施策展開

① 財政の効率的運営

市民の目線に立った行政活動により「どんな目的・効果が達成されたのか」という市民本位の行政運営へ転換し、限られた財源の重点的配分等を進めます。

<主な取組>

- ・実施計画の策定
- ・行政評価システムの導入・活用
- ・行政評価による施策・事業のチェック
- ・行政評価に基づく予算の編成

② 自主財源の確保

自主財源の確保に向けて市税等の収納対策、各種使用料・手数料の見直し、広告掲載による収入ふるさと納税の促進、市有財産の有効活用、新規財源の確保等に努めます。

<主な取組>

- ・市税等の収納対策
- ・各種使用料・手数料の見直し
- ・広告掲載による収入確保
- ・市有財産の有効活用、新規財源確保
- ・ふるさと納税の促進

※公債費：

地方自治体が、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源の中から借金の返済に充てる費用のこと。

※普通交付税の特例措置：

合併後でも、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による不利益を被ることがないようにされた特例措置である。

合併後、10 か年度は合併前の交付税額を保障し、11 年度以降 5 年間で保障額が逡減される。

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

(4) 広域連携の強化

基本方針

多様化した市民ニーズに対応するため、周辺市との連携と協調のもと、各地域の特性に応じた機能分担を図りながら、地域課題の一体的、総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、広域連携事業を推進します。

●目標指標

指 標	説 明	基準値		現状値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
		基準年	数 値		
広域行政事務事業数	—	H19.3	9件	▶ 12件	▶ 増やす

現状と課題

●現状

近年、車社会の進展に伴う生活圏の拡大、国際化や高度情報化の進展に伴う経済活動の広域化などにより、市民のニーズは高度化、多様化し、限られた財源の範囲で、すべてのニーズに対応することは困難となっています。このため、市域を越える広域的な取組によって、圏域内の住民がそれぞれの市の機能を享受できる仕組づくりとして、本市は、宇部・美祢・山陽小野田広域連携協議会の一員として広域行政を推進しています。また、平成18年(2006年)には広域圏を含む近隣の5市によって、環境分野における相互連携に関する協定を締結し推進しています。

●課題

広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と地域全体の活性化を目指し、情報交換を行いながら、医療システム、高齢者や障がい者福祉、スポーツ・文化、観光、交通などの分野において広域連携事業を推進していく必要があります。

施策体系

(4) 広域連携の強化

① 広域行政の推進

② 関係市間の連携強化

施策展開

① 広域行政の推進

県立おのだサッカー交流公園などを活用して
広域圏における交流を促進します。

<主な取組>

- ・広域市町村圏行政の推進
- ・広域圏における交流の促進

② 関係市間の連携強化

広域圏の地域課題の一体的で総合的な解決と
地域全体の活性化を目指し、広域連携事業を推進
します。

<主な取組>

- ・医療システム、高齢者や障がい者福祉、
スポーツ・文化、観光、交通などの分野
で広域連携事業を推進



山口県立おのだサッカー交流公園